

確定申告書等作成コーナーについて ～令和5年分の変更点まとめ～

情報システム部 委員 小島 溪太

1. はじめに

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp/>)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や決算書などを作成し、e-Taxによる送信ができます。

昨年2月号の情報通では、確定申告書等作成コーナーのスマートフォンとマイナンバーカードを活用した新機能について特集しましたが、令和6年1月4日に公開された令和5年分では、これらの機能がさらに便利になるとともに、新たなサービスが開始されましたのでご紹介いたします。

2. マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

令和5年分確定申告からは、新たに給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となりました。

令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW
給与所得の源泉徴収票※
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
NEW iDeCo・小規模企業共済掛金
NEW 住宅ローン控除関係

【マイナポータル連携を利用するには？】

マイナポータル連携を利用するには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。

- ☑ 事前準備には、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)が必要です。
- ☑ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、勤務先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です(「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります)※
- ☑ マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書等の発行主体が、マイナポータル連携に対応していることが必要です。
- ☑ その他の詳細については、「マイナポータル連携特設ページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)」をご覧ください。

3. インボイス発行事業者の消費税の申告書も対応！

消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も作成できるようになりました。

簡易課税制度や「2割特例」の申告書を作成する場合、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

売上(収入)金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力

売上(収入)金額(税込) 2,000,000円

売上(収入)金額(税別) 1,818,000円

消費税額 182,000円

納付する金額は、36,200円です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果

課税標準額	(1)	1,818,000円
消費税額	(2)	182,000円
控除額	(3)	円

売上金額等の入力だけで消費税額の計算が可能！！

4. 国税還付金振込通知書の電子化について

国税の還付が発生し、口座振込により受領する場合には、税務署から書面(はがき)にて国税還付金振込通知書が送付されます。この通知は郵便等に限定されていましたが、令和5年6月19日施行の国税収納金整理資金事務取扱規則の改正により、申告等と同時に通知を電子で受け取ることに希望した場合には、e-Taxの「通知書等一覧」で国税還付金振込通知書を受け取ることができるようになりました。

【確定申告書等作成コーナー利用時の注意点】

税理士が代理送信する場合又は納税者本人がマイナンバーカードによりログインして還付申告を行う場合に、「還付金の振込通知」及び「予定納税額の通知」の電子通知を希望することができます。

なお、「還付金の振込通知」の電子通知希望は初期設定で「はい」に設定されています(下図参照)。書面で還付金の振込通知を受け取る場合は、電子通知希望を「いいえ」にする必要がありますのでご注意ください。

通知方法の選択 **必須**

還付金の振込通知や予定納税額の通知がある場合、書面に代えてe-Taxで受け取ることができます。書面で受け取る場合と同様の内容をe-Taxの通知書等一覧に格納いたします。e-Taxで受け取るメリットはありますか？

はい いいえ

通知を希望する項目を選択してください。

還付金の振込通知
 予定納税額の通知

※ 通知書がe-Taxの通知書等一覧に格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。

通知書等の確認方法はコチラ

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

【e-Taxによる振込通知の確認方法】

還付金の振込通知は、税理士による代理送信により電子通知を希望して申告書を提出した場合でも、納税者本人のみに送信されます。具体的な確認方法については、e-Taxホームページ等から受付システムにログインした後、メインメニューの通知書等一覧の「確認画面へ」を選択し、「国税還付金振込通知書」から確認できます(納税者本人のマイナンバーカードによる認証が必要です)。

ただし、電子通知を希望した場合でも、利用者識別番号の変更、その他の理由によりe-Taxへ通知できない場合には、書面により送付されることがあります。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

通知書等一覧

この画面では、メッセージを格納してから1,900日間(約5年間)以内のものを表示しています。1,900日間(約5年間)を経過したものは表示されません。この画面に表示されていない通知書は、「通知書等選択」メニューより、該当の通知書を選択の上、切り替えてご確認ください。

未読のメッセージはありません。

利用者識別番号

通知書等選択 国税還付金振込通知書 切替

5. おわりに ～收受日付印の押なつ見直しについて～

先日、国税庁より申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて発表されました。税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつが行われなくなります。

この機会に、確定申告書等作成コーナーを活用した電子申告を試してみたいかがでしょうか。

(参考) 国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/>